

社会福祉法人 こころの家族
指定介護老人施設 ショートステイ故郷の家
(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護)
運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人こころの家族が設置する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム故郷の家（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所生活介護[介護予防短期入所生活介護]事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、看護職員、介護職員等（以下「短期入所療養介護従事者」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練をより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定介護予防短期生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、常に利用者の家族との連携を図るものとする。
- 5 前4項のほか、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」

(平成 24 年 12 月 14 日堺市条例第 58 号) に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護【介護予防短期入所生活介護】の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ 故郷の家
- (2) 所在地 大阪府堺市南区檜尾 3 3 6 0 番地の 1 2

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]利用定員)

第 4 条 施設の利用定員は 5 名とする。

なお、短期入所生活介護の利用者数の合計と、介護予防短期入所生活介護の利用者数の合計を合わせて、当該定員を超えない範囲で実施することができるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(従事者の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 この事業所における従事者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

但し、従事者数は併設型特別養護老人ホーム故郷の家の職員を含む。

職 種	定 数	業 務 内 容
施設長	1	施設の業務を統括する
医 師	1 以上	利用者の診療・保健衛生の管理指導
看護職員	3 以上	医師とともに健康管理をする
介護職員	2 7 以上	利用者の日常生活の介護を行う
生活相談員	1 以上	利用者及び家族の全般的な相談
機能訓練指導員	1 以上	利用者の機能回復、維持の訓練・指導
栄養士	1	給食管理、利用者の栄養指導
介護支援専門員	1	利用者の介護支援に関する業務
事務職員	3 以上	窓口会計、施設職員勤務管理ほか

指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]従事者は、指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の業務に当たる。

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容)

第6条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容は、次のとおりとする。

- (ア) 短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]計画の作成
- (イ) 食 事
- (ウ) 入 浴
(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応)
- (エ) 看 護 (健康管理)
- (オ) 介 護 (退所時の支援も行う)
- (カ) 機能訓練 (レクリエーション)
- (キ) 相談援助サービス
- (ク) 理美容サービス
- (ケ) 行政手続き代行
- (コ) その他

(指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の利用料等)

第7条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当該短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]が法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。

(1) 食事の提供に要する費用

朝食 330円／回

昼食（おやつ込み） 730円／回

夕食 520円／回

(2) 滞在に要する費用

従来型個室 1, 231円／日 多床室 915円／日

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

実費（別途消費税要）

（４）理美容代

実費相当

（５）テレビ使用料、電気代 1 3 円／日

ポット使用料、電気代 3 3 円／日

冷蔵庫使用料、電気代 2 3 円／日

（６）事務手数料・・・貴重品管理に係る人件費、事務費等

1 0 0 円／日

（７）第１号及び第２号について、介護保険法施行規則第９７条の３の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額と第１号又は第２号に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第２号について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第２１号）により従来型個室の利用者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあたつては、多床室の費用の額の支払を受ける。

- ４ 利用料の支払を受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区別）について記載した領収書を交付する。
- ５ サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し、事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。
- ６ 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- ７ 施設は、第３項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して変更を行う日の２ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

（緊急時等における対応方法）

第８条 生活相談員等は、短期入所生活介護[介護予防短期入所生活介護]の提

供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、堺市、和泉市、大阪市の区域とする。

(衛生管理等)

第10条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 この指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(施設利用に当たっての留意事項等)

第11条 施設利用に当たっての留意事項等はつぎのとおりとする。

- (1) 食事時間：朝食 7 時 30 分から
昼食 12 時 00 分から
夕食 18 時 00 分から

食事は原則として、食堂にて提供するものとする。

入 浴：週に最低2回。ただし、利用者の身体の状態に応じて、清拭となる場合がある。

(2) 協力医療機関等

協力医療機関

名称：ベルランド総合病院

住所：大阪府堺市中区東山500番地の3

名称：阪和第一泉北病院

住所：大阪府堺市南区豊田 1 5 8 8 番地の 1

名称：阪和第二泉北病院

住所：大阪府堺市中区深井北町 3 1 7 6

名称：泉北陣内病院

住所：大阪府堺市南区三木閉 8 5 - 5

提携病院

名称：馬場記念病院

住所：大阪府堺市西区浜寺船尾町東 4 - 2 4 4

協力歯科医療機関

名称：湯川歯科医院

住所：大阪府堺市西区津久野 1 - 4 - 7

名称：ながやま歯科

住所：大阪府堺市堺区南三国ヶ丘 1 - 1 - 3

名称：クレモト歯科診療所

住所：大阪府堺市西区津久野町 2 - 3 - 8

(非常災害対策)

第 1 2 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(苦情処理)

第 1 3 条 指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供に係る利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 本事業所は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]の提供に関し、市町村が行う質問もしくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定短期入所生活介護[指定介護予防短期入所生活介護]に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- （2）虐待防止のための指針の整備
- （3）虐待を防止するための定期的な研修の実施
- （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（地域との連携）

第17条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 本事業所は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従事者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 本事業所は、指定短期入所生活介護に関する記録を整備し、指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕完結の日から5年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人こころの家族と当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1.この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2.この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から改訂施行する。
- 3.この規程は、平成 17 年 10 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険施設利用料変更)
- 4.この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から改訂施行する。
- 5.この規程は、平成 18 年 9 月 1 日から改訂施行する。
- 6.この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から改訂施行する。
(その他費用の額を追加)
- 7.この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改訂施行する。
- 8.この規程は、平成 21 年 9 月 18 日から改訂施行する。
(虐待の防止について追加・協力医療機関等の変更
理美容代 変更)
- 9.この規程は、平成 24 年 3 月 1 日から改訂施行する。
(協力歯科医療機関の追加)
- 10.この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から改訂施行する。
(介護保険法の改正により、多床室の費用変更)
11. この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から改訂施行する。
(介護保険法の改正により、多床室の費用変更)
12. この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から改訂施行する。
(運営の方針 変更追記)
13. この規程は、令和元年 10 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険法の改正により、食事・部屋代の費用変更)
(理美容代・協力歯科医療機関の変更)
14. この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より改訂施行する。
15. この規程は、令和 6 年 8 月 1 日より改訂施行する。
(介護保険法の改正により、部屋代の費用変更)
16. この規程は、令和 7 年 6 月 1 日より改訂施行する。
(食事代・記録の保存期間の変更)
17. この規程は、令和 8 年 3 月 1 日より改訂施行する。
(施設利用定員の変更)